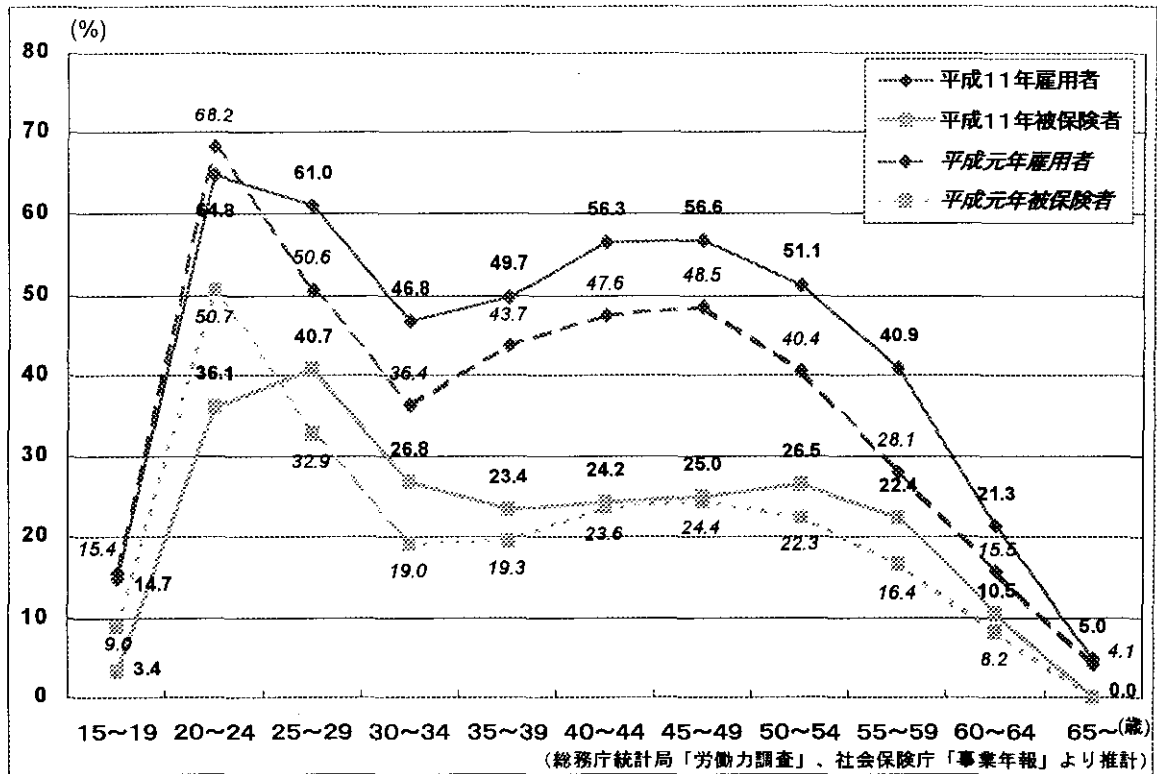
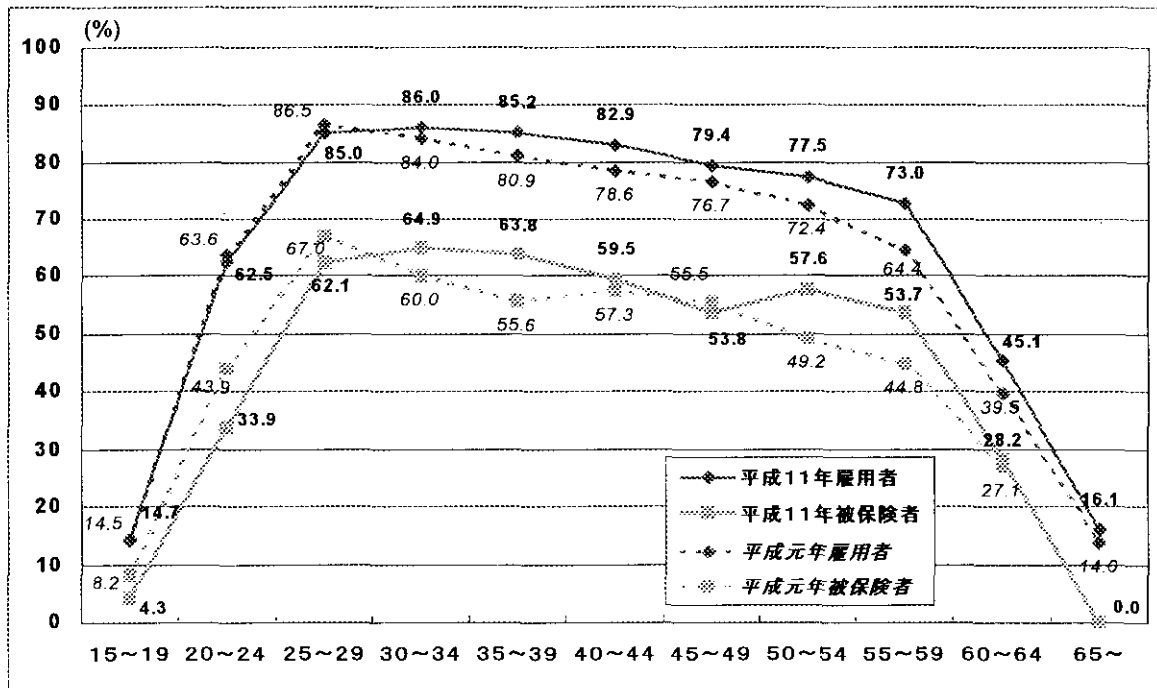


資料Ⅱ-14 女性の年齢階級別雇用者比率（対人口・非農業）
及び厚生年金被保険者比率（対人口）の推移



資料Ⅱ-15 男性の年齢階級別雇用者比率（対人口・非農業）
及び厚生年金被保険者比率（対人口）の推移



(2) 家族形態の変化

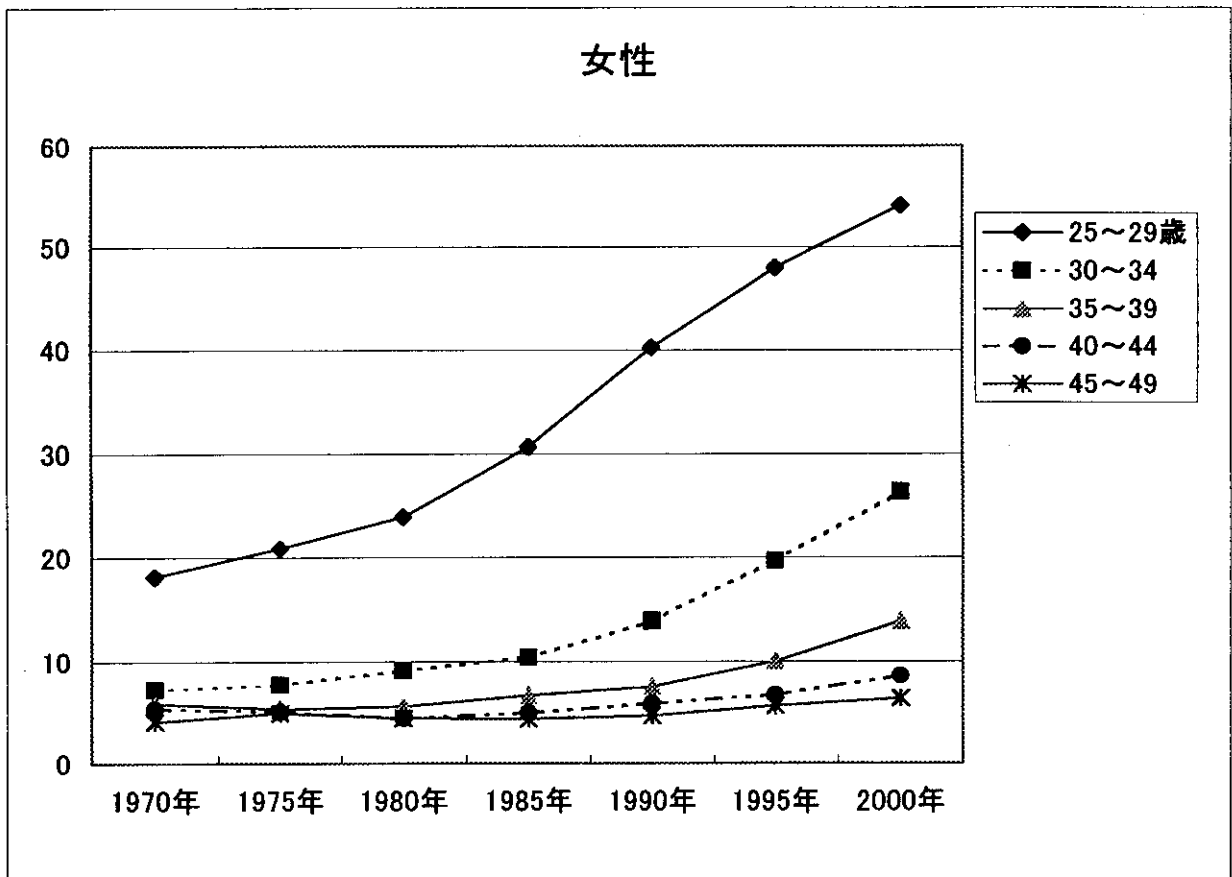
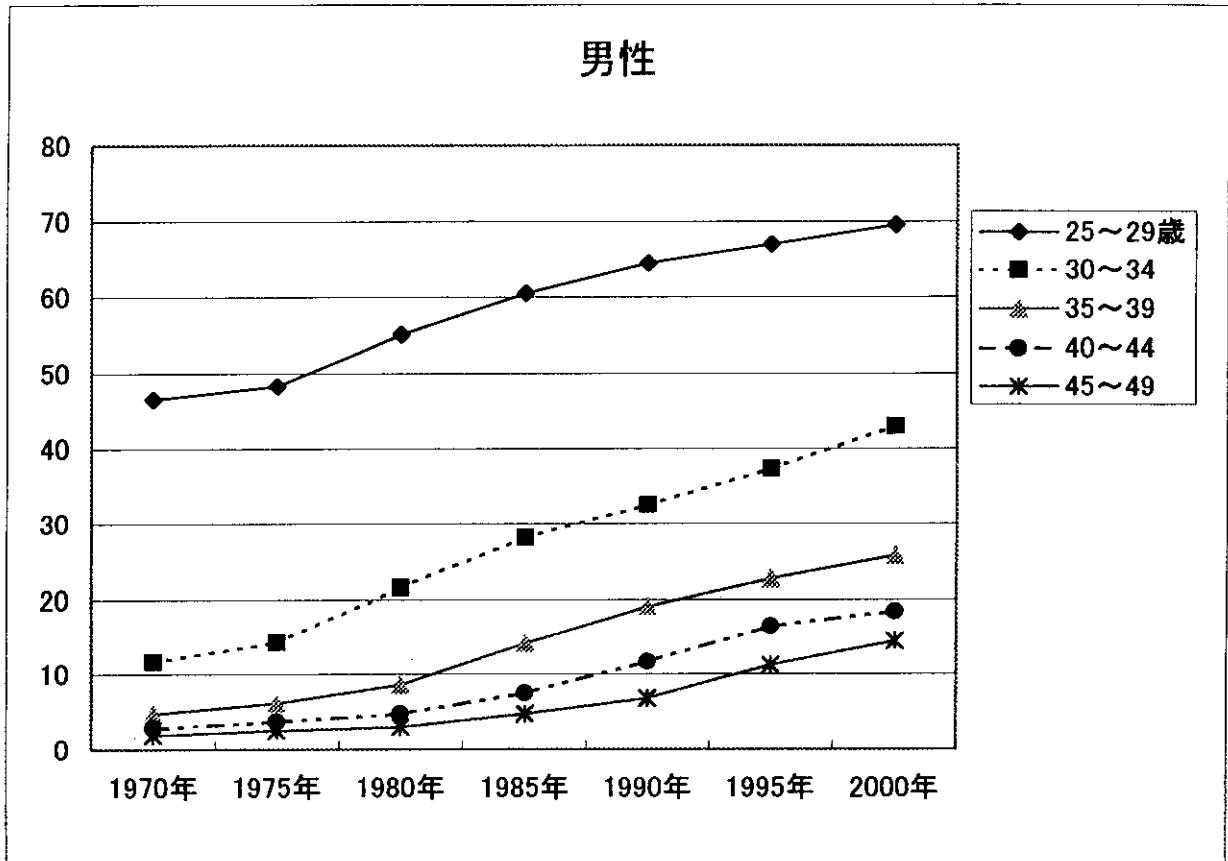
晩婚化、未婚率の上昇、離婚の増加

晩婚化が進んでおり、各年齢層において未婚率の上昇がみられる。また、離婚件数が大きく増加しており、年齢別に見ると、若い世代に加えて、40歳代、50歳代という中高齢者で比較的同居期間の長い夫婦間の離婚も増加している。(資料Ⅱ-16：年齢階級別未婚率の推移、資料Ⅱ-17：結婚・離婚件数の推移、資料Ⅱ-18：年齢階級別離婚件数の推移、資料Ⅱ-19：同居期間別にみた離婚件数と構成割合)

核家族化と高齢化の進展の結果、老後の期間の長い女性に対する年金保障の重要性が高まる

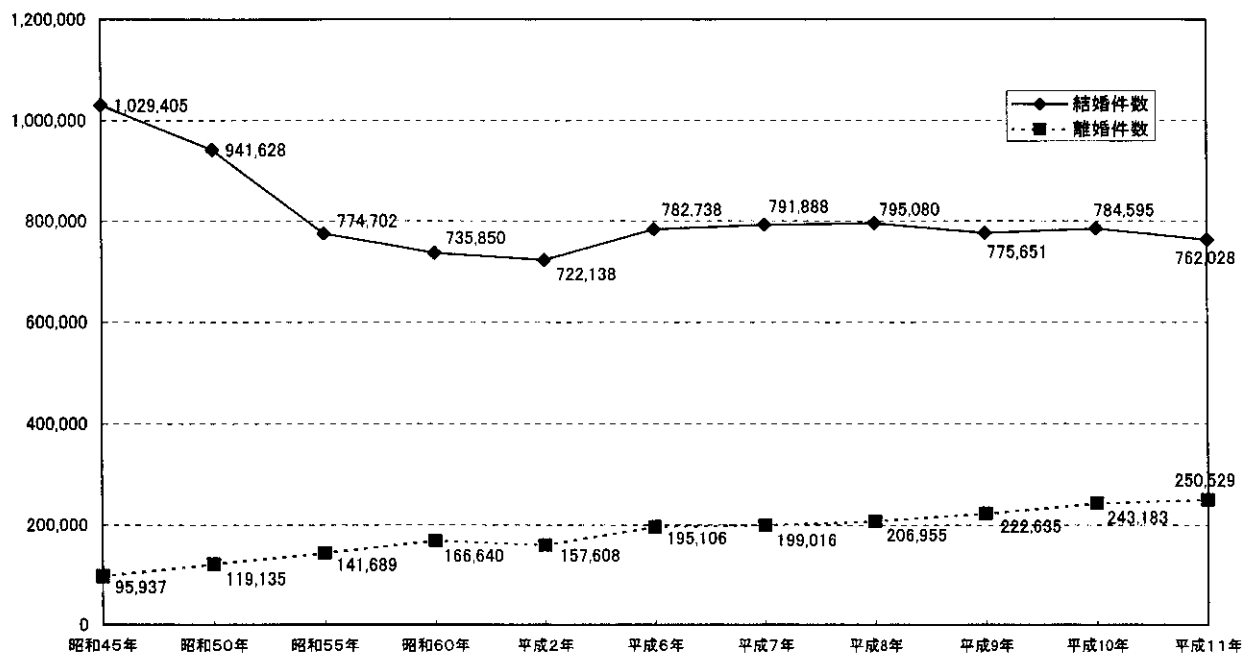
さらに、核家族化と高齢化の進展の結果、高齢者のみの世帯や単身高齢女性が増加しており、老後の期間の長い女性に対する年金保障の重要性は一段と高まっていると考えられる。(資料Ⅱ-20：平均寿命等の推移、資料Ⅱ-21：単身世帯の年齢別割合と年齢階級・性別にみた原因別単身世帯数、資料Ⅱ-22：男女別65歳以上の単身世帯数及び単身世帯割合の推移)

資料 II - 16 年齢階級別未婚率の推移



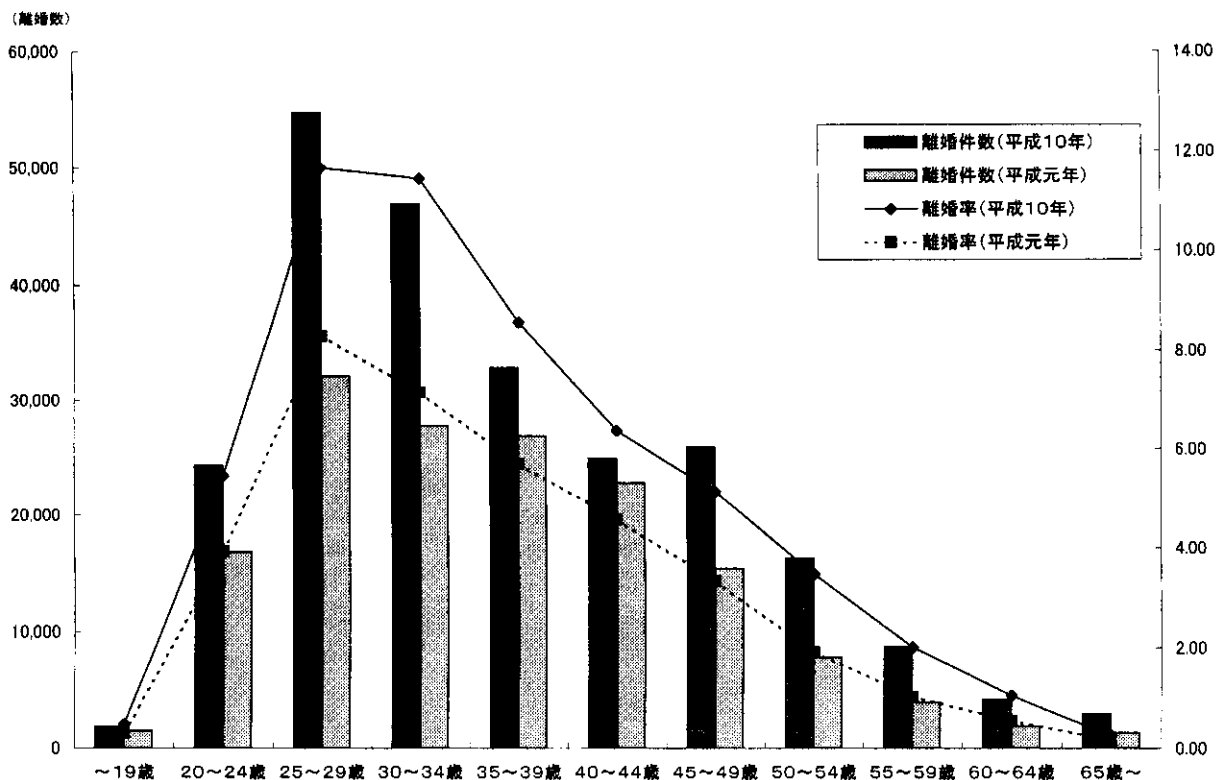
(出典: 総務省統計局「国勢調査」)

資料Ⅱ-17 結婚・離婚件数の推移



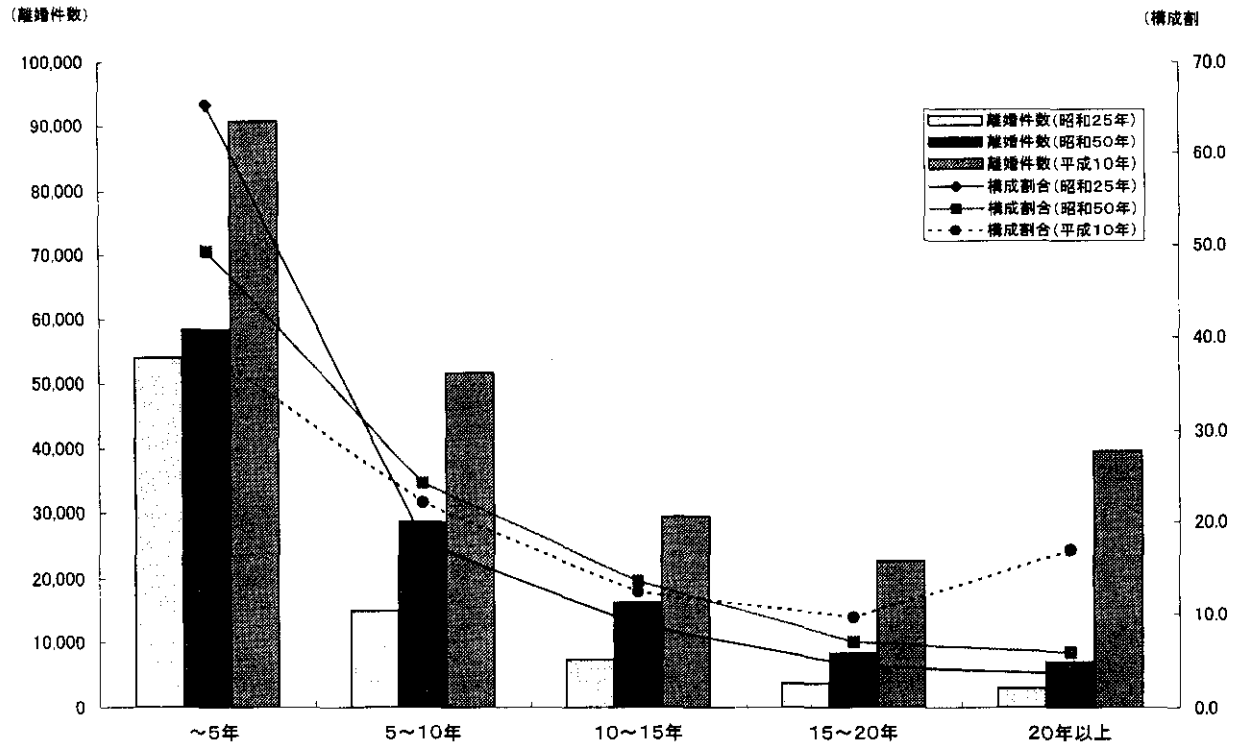
(出典:厚生労働省「平成11年人口動態統計」)

資料Ⅱ-18 年齢階級別離婚件数の推移



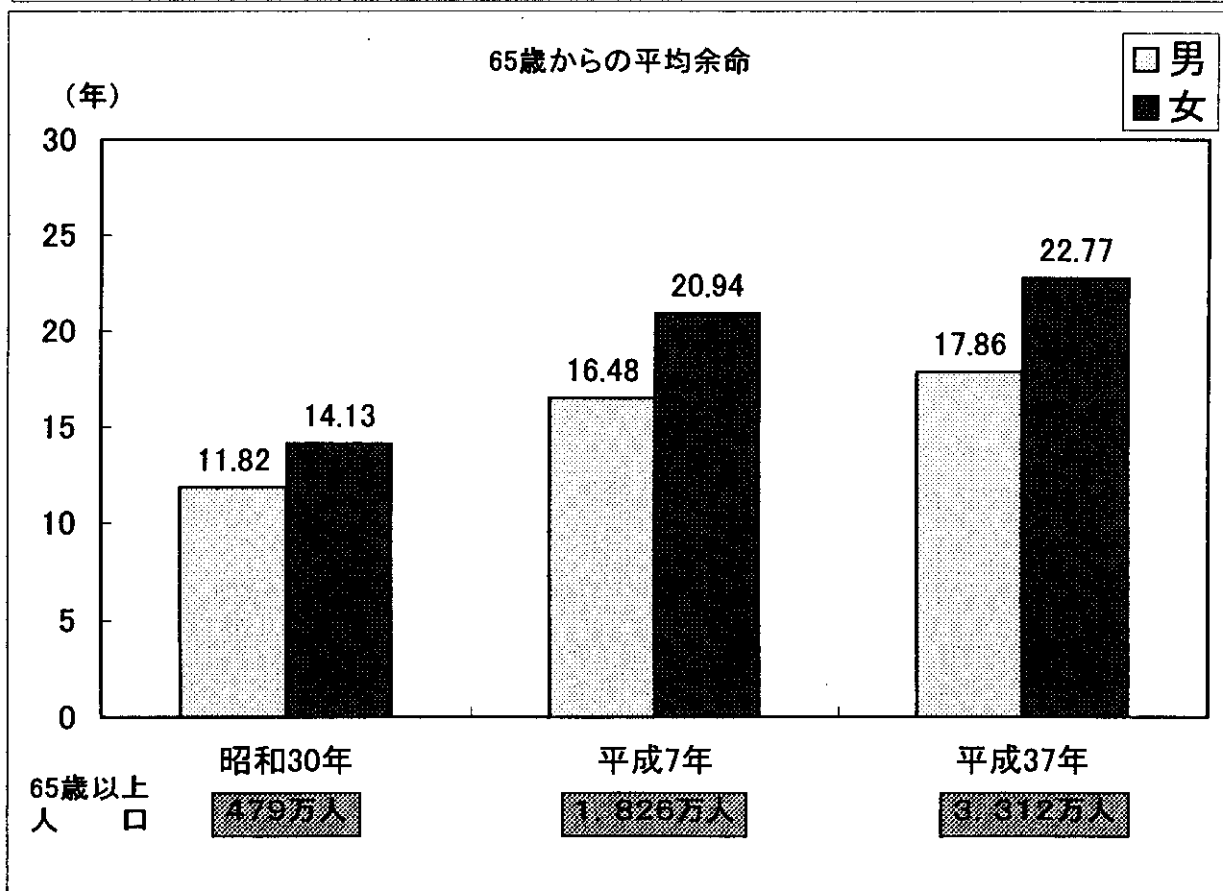
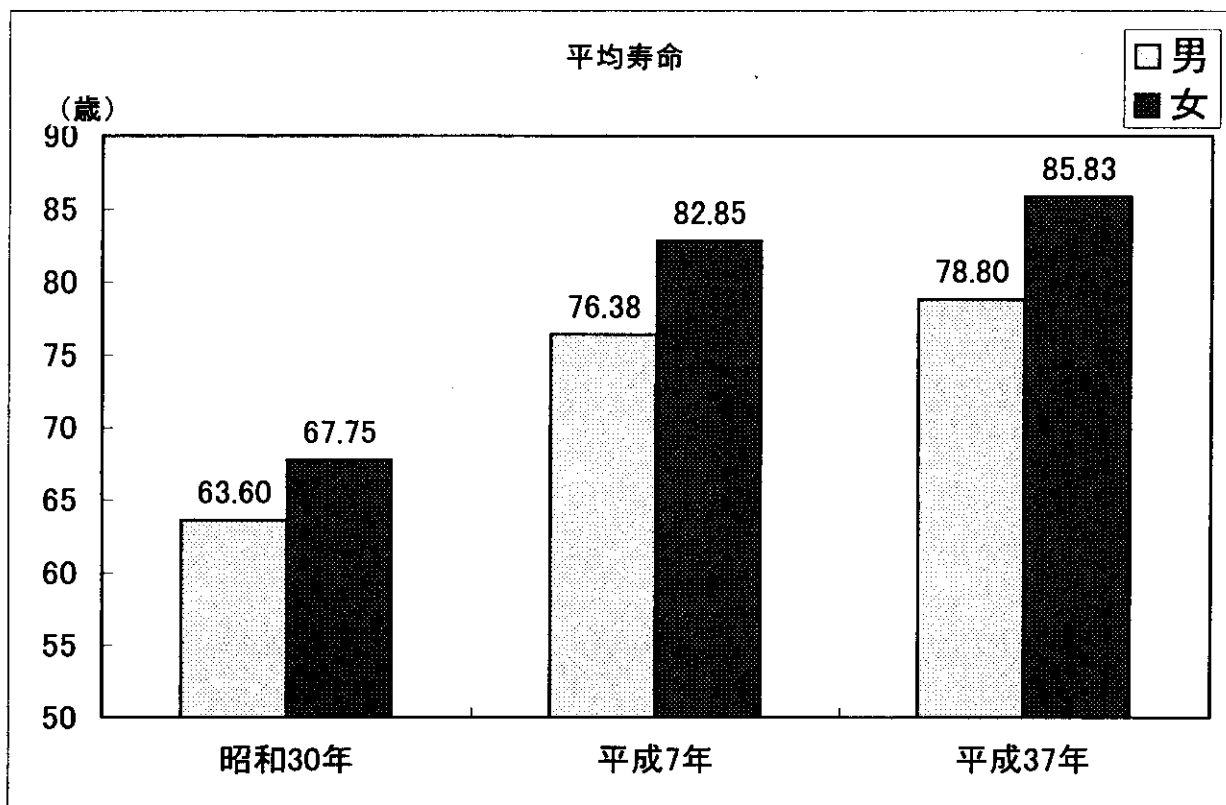
(出典:厚生労働省「平成11年人口動態統計」)

資料Ⅱ-19 同居期間別にみた離婚件数と構成割合



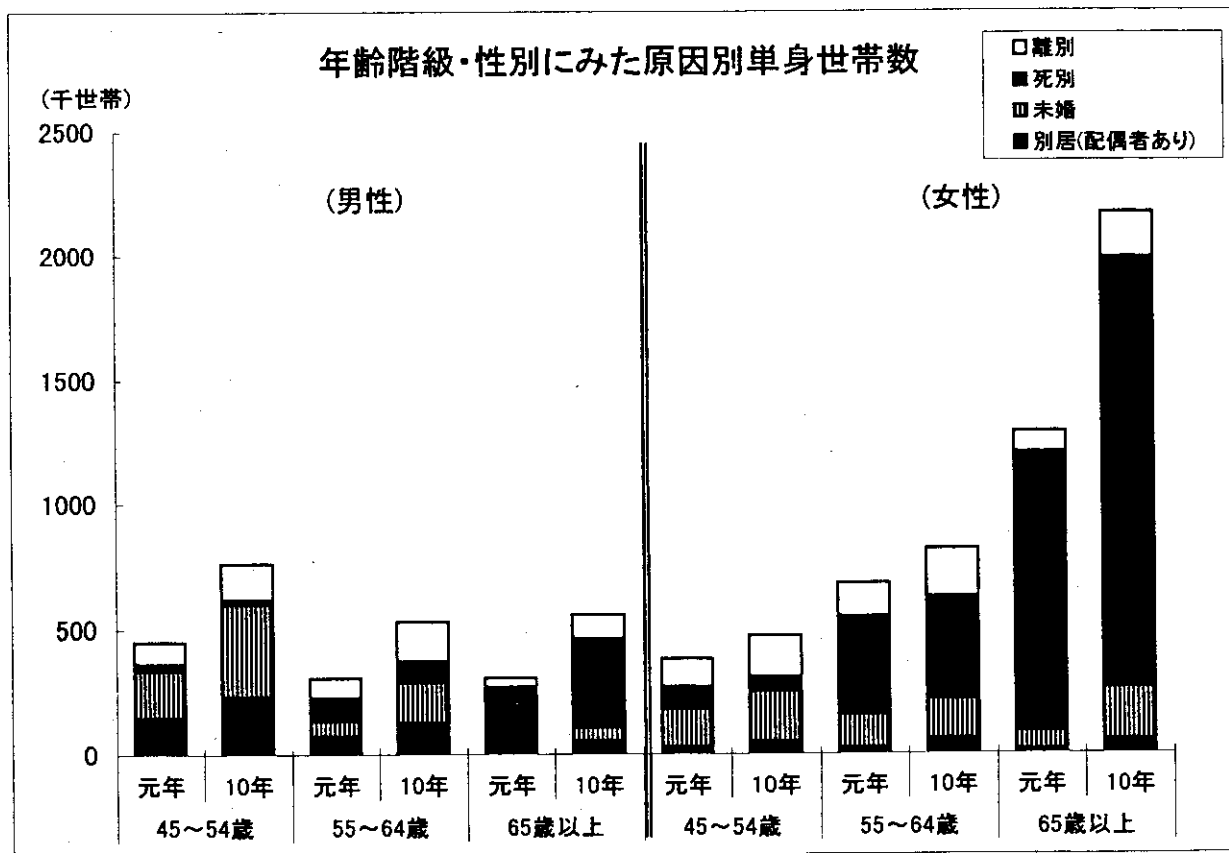
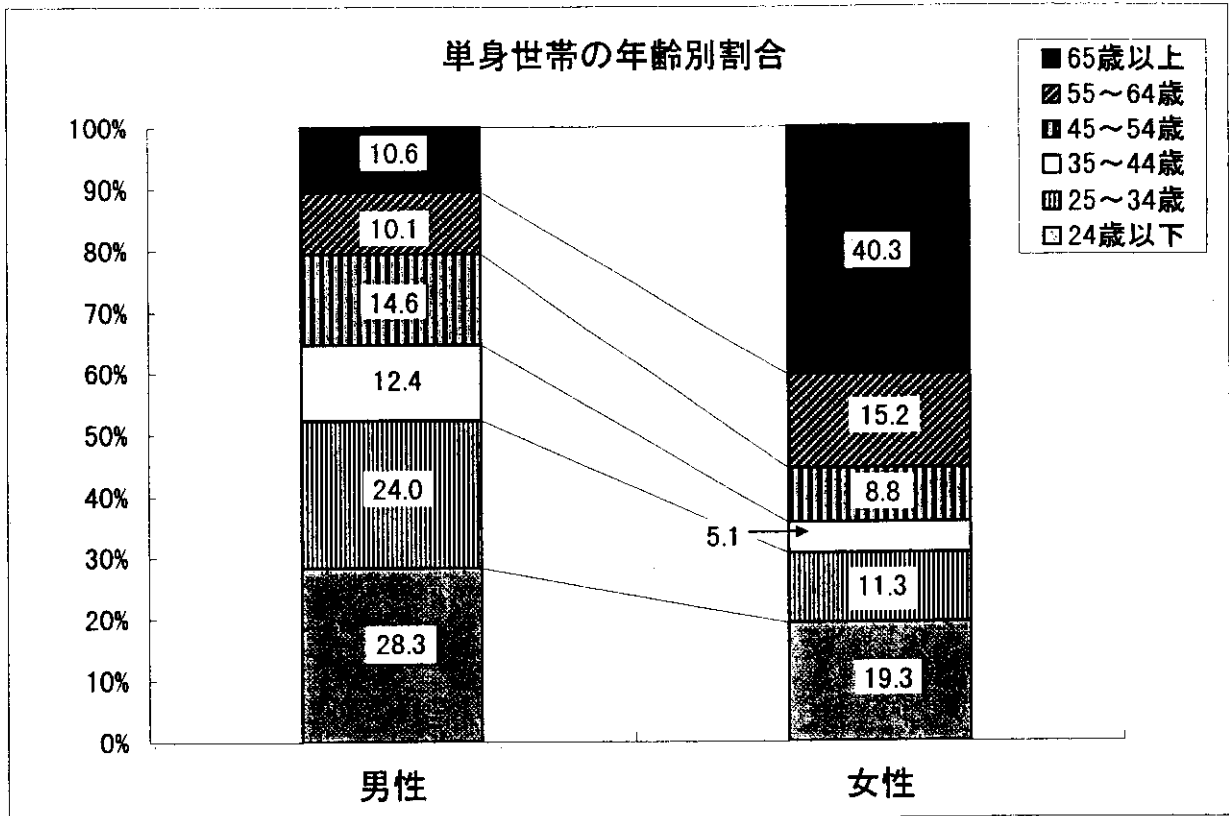
(出典「離婚に関する統計(人口動態統計特殊報告)」)

資料Ⅱ-20 平均寿命等の推移



(出典:厚生省「完全生命表(第18回)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成9年1月))

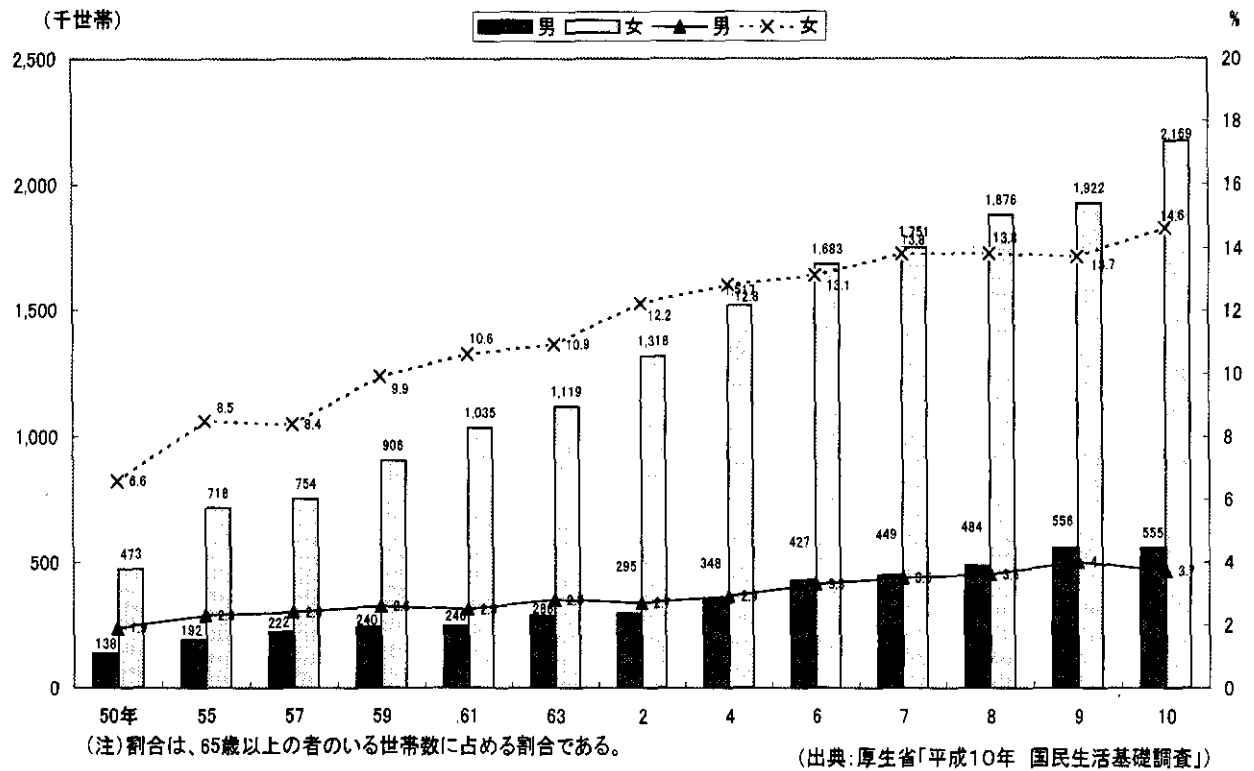
資料 II - 21 単身世帯の年齢別割合と年齢階級・性別にみた原因別単身世帯数



(出典:厚生省「平成10年 国民生活基礎調査」)

II 女性と年金問題とは？

資料Ⅱ-22 男女別 65 歳以上の単身世帯数及び単身世帯割合の推移



2 女性のライフスタイルの多様化に対応した近年の年金制度の動き——

こうした女性のライフスタイルの多様化に対応して、年金制度はこれまで様々な措置を講じてきている。(資料Ⅱ-23：日本の年金制度における女性に関する制度改正の経緯)

(1) 基礎年金制度の導入等（昭和60年改正）

(資料Ⅱ-24：昭和60年改正による基礎年金制度（及び第3号被保険者制度）の導入)

昭和60年改正前の年金制度の問題点

昭和60年改正前の厚生年金制度は、家計の主たる生計維持者の長期間就労を前提に、家計の主たる生計維持者への年金で夫婦二人の老後生活をカバーするという考え方で設計されていた。したがって、長期間就労した被用者に対する年金給付が夫婦世帯をカバーする水準に設定され、また、被用者世帯の専業主婦は年金制度の強制加入対象とせず、自営業者等を対象とする国民年金に任意加入できる制度となっていた。

このような制度について、

- 共働き世帯や国民年金に任意加入した妻がいる世帯では、世帯として見た場合に過剰給付となる場合がある、
- 被用者世帯の専業主婦が国民年金に任意加入していない場合、離婚したときや障害を負ったときに、年金保障が受けられない、

といった問題が指摘されていた。

昭和60年改正——女性の年金権の確立、世帯類型に応じた給付水準の分化

こうした問題を解決するため、昭和60年改正では、自営業者等を対象としていた国民年金を全被用者世帯に適用拡大した基礎年金制度を導入し、生活の基礎的な部分に対応する年金給付については、基礎年金として個人を単位として給付するとともに、以下のような形で第3号被保険者制度を創設した。

- 自営業者等、従来の国民年金の適用対象を第1号被保険者、被用者年金の被保険者を第2号被保険者とするとともに、被用者（第2号被保険者）の被扶養配偶者も、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とする。
- 片働き世帯の老齢年金は従来の水準を維持しつつ、「夫と妻それぞれの基礎年金＋被用者の報酬比例年金」とする。
- 通常は所得のない第3号被保険者に係る費用負担については、独自の負担を求めるとせず、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により賄う。

II 女性と年金問題とは？

このような整理を行ったことにより、

○単身世帯 基礎年金＋報酬比例年金

○片働き世帯 夫と妻それぞれの基礎年金＋報酬比例年金

○共働き世帯 夫と妻それぞれの基礎年金＋夫と妻それぞれの報酬比例年金

という形で、世帯類型に応じた給付水準の分化が図られた。この結果、単身世帯や長期間就労する共働き世帯については、これまで夫婦二人の老後生活をカバーするように設計された年金が一人一人に給付されていたのが、基礎年金部分については一人分に整理され、年金水準の適正化が図られた。

こうした基礎年金制度や第3号被保険者制度の導入は、基礎年金部分について専業主婦も含めた女性の年金権を確立するとともに、共働き世帯の増加等に対応し世帯類型に応じた給付水準の分化を図り、ライフスタイルの多様化に制度的にも一部対応したものである。

資料Ⅱ-23 日本の年金制度における女性に関する制度改正の経緯

昭和17年	<p>労働者年金保険制度発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性は適用除外。 ○遺族年金は10年間の有期年金。 ○脱退手当金制度創設。 <p>【要件】 3年以上の被保険者期間を有する者が死亡又は資格喪失した場合</p>
昭和19年	<p>厚生年金保険に名称を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性にも適用拡大。 ○遺族年金を終身年金へ変更。 ○「婚姻」を保険事故とする結婚手当金を創設。(昭和22年に廃止。) ○保険料率 男女同率 110/1,000 (労使折半)
昭和22年	<p>男女別の保険料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般男子：94/1,000 ○一般女子：68/1,000
昭和23年	<p>脱退手当金の支給を制限</p> <p>【要件】 被保険者期間が<u>5年以上20年未満</u>の者が<u>50歳</u>を超えた時。 ただし死亡の場合及び<u>6月以上の被保険者期間</u>を有する女性が結婚又は出産のために脱退した時については年齢制限なし。</p>
昭和29年	<p>厚生年金保険制度発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱退手当金の支給要件を変更。 <p>【要件】 男子：被保険者期間<u>5年以上かつ55歳以上</u> 女子：被保険者期間<u>2年以上(年齢制限なし)</u></p> <p>(脱退手当金の支給をうけることは老齢年金受給の機会を奪うものであり廃止されるべきという意見があったが、年金制度間で期間を通算する措置がなされていないなど、直ちに廃止することは社会の実情に沿わず、各方面(主として労働者側)からも強く要請されたため存置することとした。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男子の支給開始年齢を引上げ。女子は55歳のまま据置き。 (昭和32年度から16年間かけて55歳から60歳へ。)
昭和36年	<p>国民年金制度発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被用者年金各法の被保険者等を除き、男女を問わず被保険者とした。 ○被用者年金各法の被保険者の被扶養配偶者(サラリーマンの妻)は任意加入とした。 <p>通算年金通則法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱退手当金の支給を制限。 (各制度の加入期間を通算してそれぞれの制度から年金が支給されることになり、国民のうち大多数の者が何らかの形で年金給付の支給が受けられることとなったため。) <p>【要件】 被保険者期間<u>5年以上</u>の者で老齢年金の支給要件を満たすことができない者が、<u>60歳</u>に達した後に被保険者の資格を喪失した場合。</p> <p>ただし通算老齢年金の受給権を取得している場合は支給しない。</p>

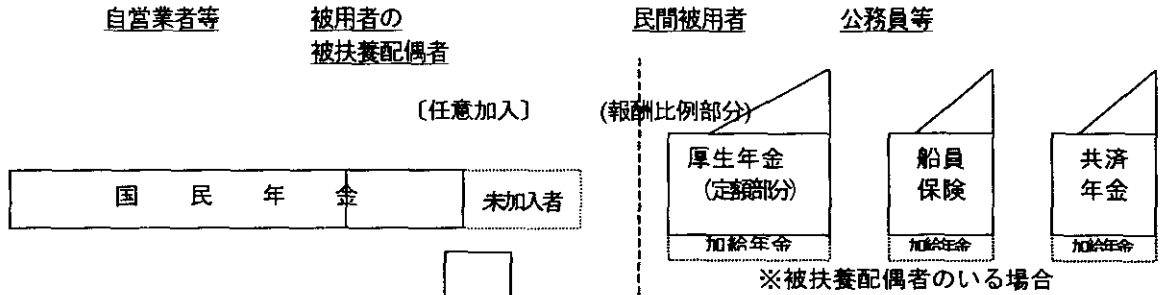
II 女性と年金問題とは？

昭和40年	<p>短期加入女子の脱退手当金制度の復活</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期加入女子の脱退手当金について改正後6年間の経過措置として昭和29年の規定(女子について被保険者期間2年以上、年齢制限なし)が復活。 <p>※以後、昭和53年5月まで2回(S46・S48)にわたって特例を延長。(それ以降は本則どおり昭和36年の要件(5年以上60歳)で支給。)</p>										
昭和55年	<p>短時間労働者に関する厚生年金の適用要件を通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いわゆる3/4要件を通知し、取扱いを統一化。 短時間労働者の厚生年金への適用については、「1日又は1週間の所定労働時間、1ヶ月の勤務日数がそれぞれ通常の就労者のおおむね4分の3以上であるか」を基準とすることとした。 ○女子の保険料率引上げを段階的に進め、男女差を解消する方向性をだす。(昭和55年改正法附則第17条第2項) <p>※昭和60年改正、平成元年改正に引き継がれ平成6年1月から同率。</p>										
昭和60年	<p>基礎年金導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サラリーマンの被扶養配偶者にも自分名義の年金権を保障。 ○第3号被保険者制度発足。(国民年金への任意加入廃止) <p>被扶養者認定基準額(昭和60年改正以降)</p> <table border="1" data-bbox="478 974 1157 1142"> <tr> <td>昭和61年4月</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年5月</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年5月</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>平成4年1月</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>平成5年4月～</td> <td>130万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○遺族年金の見直し。 (基礎年金の導入に伴い国民年金における自らの拠出に基づく母子年金を廃止。被用者年金と同様に生計維持者の拠出に基づく遺族基礎年金とする。) <p>厚生年金制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女子についても支給開始年齢を引上げ。 (昭和62年度から12年間かけて55歳から60歳へ。) ○脱退手当金の廃止。 	昭和61年4月	90万円	昭和62年5月	100万円	平成元年5月	110万円	平成4年1月	120万円	平成5年4月～	130万円
昭和61年4月	90万円										
昭和62年5月	100万円										
平成元年5月	110万円										
平成4年1月	120万円										
平成5年4月～	130万円										
平成6年	<p>平成6年改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金と老齢厚生年金との併給の選択肢を追加。 (それぞれ2分の1ずつ併給することを可能とした。) ○第3号被保険者の届出特例の実施。(平成7年4月～平成9年3月) ○特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ引き上げることとした。 男子：平成13年度から平成25年度にかけて 女子：平成18年度から平成30年度にかけて(女子は5年遅れ) 										
平成12年	<p>平成12年改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ引き上げることとした。 男子：平成25年度から平成37年度にかけて 女子：平成30年度から平成42年度にかけて(女子は5年遅れ) 										

資料Ⅱ-24 昭和60年改正による基礎年金制度（及び第3号被保険者制度）の導入

○ 給付水準、給付体系の見直しの必要
 世帯単位で設計されていた被用者年金の水準の分化
 ○ 女性の年金権の確立の要請

【昭和60年改正前】



※ 各制度共通の横断的な仕組みとして基礎年金を導入し、その負担を各制度が加入者の頭割り持ち寄りにより、産業・就業構造の変化に中立的で安定的な仕組みとした。

※ 被用者の被扶養配偶者の任意加入を廃止し、強制加入とし、厚生年金の定額部分、加給年金について、これらを夫と妻それぞれの基礎年金に編成替えし、これらを被用者年金制度の負担で給付することにより、世帯の形態に応じた適正な給付水準とするとともに、女性の年金権を確立した。

(改正前)

→

(改正後)

(改正前後を通じて、同範囲を夫の納付する保険料でカバー)

【昭和60年改正後】

